

## クリーニング所・無店舗取次店営業廃止届

年 月 日

佐世保市保健所長 様

営業者 住 所

T E L

氏 名

〔 法人にあつてはその名称、  
所在地及び代表者の氏名 〕

次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店を廃止しましたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の所在地	佐世保市 TEL
クリーニング所又は無店舗取次店の名称	
廃止年月日	年 月 日
届出者	
添付書類 クリーニング所開設検査確認済証	

### 備考

- 1 営業者が死亡（法人にあつては解散）した場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者（法人の解散の場合は清算人）がその届出を行うこと。
- 2 無店舗取次店の所在地については、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所を記載すること。